

「車いす」に関する解釈通知の改定（案）について

資料5-7

【論点】

- 告示に関する解釈通知のうち、「車いす」に関する標記が旧型で入手困難な日本工業規格（JIS）T9201-1998、T 9203-1987、を標準としているため、新規格に基づいた標記とすべきではないか。
- 現在給付の対象となるものについて、影響が出ないように配慮するべきではないか。

【告示に関する解釈通知】（該当部分抜粋）

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成十二年一月三十一日）（老企第三十四号）

現行	改定（案）
<p>（1）車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p>	<p>（1）車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p>
<p>①自走用標準型車いす 日本工業規格（JIS）T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。ただし、<u>座位変換型</u>を含み、<u>自走用スポーツ型</u>及び<u>自走用特殊型</u>のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる。</p>	<p>① 自走用標準型車いす 日本工業規格 JIS T9201-2006のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。ただし、<u>自走用室内形</u>、<u>自走用座位変換形</u>、<u>自走用パワーアシスト形</u>を含み、<u>自走用スポーツ形</u>及び<u>自走用特殊形</u>のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる。</p>
<p>②普通型電動車いす 日本工業規格（JIS）T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。 ただし、<u>各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。</u> <u>なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</u></p>	<p>② 普通型電動車いす 日本工業規格（JIS）T9203-2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、<u>自走用座位変換形</u>、<u>介助用標準形</u>、<u>自操用簡易形</u>のいずれも含まれる。 ただし、<u>各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。</u></p>
<p>③ 介助用標準型車いす 日本工業規格（JIS）T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。 ただし、<u>座位変換型</u>を含み、<u>浴用型</u>及び<u>特殊型</u>は除かれる。</p>	<p>③ 介助用標準型車いす 日本工業規格（JIS）T9201-2006のうち、介助用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。ただし、<u>介助用室内形</u>、<u>介助用座位変換形</u>、<u>介助用パワーアシスト形</u>を含み、<u>介助用浴用形</u>及び<u>介助用特殊形</u>は除かれる。 日本工業規格（JIS）T9203-2010のうち、<u>介助用標準形</u>、<u>介助用簡易形</u>を含む。</p>